

## 信州大学基盤研究支援センター生命科学分野動物実験支援部門の施設利用手引き

### (趣旨)

1 信州大学基盤研究支援センター生命科学分野動物実験支援部門施設運営細則第 2 条(目的)を達成し、施設の利用を円滑にするために信州大学基盤研究支援センター生命科学分野動物実験支援部門の施設利用細則(以下「施設利用細則」という)の他に施設利用手引き(以下「手引き」という)を定める。

### (利用の心得)

2 動物実験支援部門の施設(以下「施設」という。)を利用して実験動物を飼育し、動物実験を行おうとする者及びその動物実験に関与する者は「信州大学動物実験等実施規程」:平成 19 年 6 月制定(以下「規程」という)「施設利用細則」及び「手引き」に従い、次の事項を常に心がけなければならない。

(1) 動物実験は科学的、且つ倫理的に行うよう努める。

(2) 使用する実験動物(以下「動物」という。)を良好な環境で飼育し、より精度の高い実験結果が得られるように努力する。

(3) 利用者及び施設職員の安全確保に努める。

### (利用者)

3 施設を利用することのできるのは次のものに限る。

信州大学の教員、医員、職員、大学院生、研究生及び学部学生、並びに支援部門長が必要と認めた者で、規程に定める教育訓練(施設利用講習会等)を受講し、且つ「規程」、「施設利用細則」及び「手引き」の趣旨を理解した者。

### (利用者の義務)

4 利用者は次の事項を守らなければならない

(1) 入館のための IC カード(職員証、学生証など)を他人に貸与しない。

(2) 施設利用にあたり、「規程」、「施設利用細則」、「手引き」及び施設が別に定める各利用規則を順守し、共同利用施設であることを十分認識して他人に迷惑をかけないように努める。

- (3) 動物飼育室や実験室等は清潔に保ち、感染症等の汚染防止に努める。
- (4) 動物に愛情をもって接し、いたずらに恐怖心を起こさせるような取り扱いをしない。
- (5) 施設内では支援部門長及び施設の教職員（以下「施設職員」という）の指示に従う。

（実験計画書）

5 「規程」第 4 章第 6 条に従い、利用者が施設内で動物を飼育あるいは実験を行う場合、事前に動物実験計画承認申請書を所属部局の長を経て学長に申請し、その承認を得なければならない。実験計画を変更等する場合も同様に事前に承認を得なければならない。実験が終了したら速やかに所属部局の長を経て学長に報告することとする。

その他、信州大学遺伝子組換え実験等安全管理規程等、動物実験計画に関わる信州大学が定める各種規程を遵守しなければならない。

（施設の利用）

6 利用者の出入りは原則として 2 階玄関に限る。IC カードで入館し、履物交換、手指消毒を行い、施設を利用する。動物飼育及び実験等については別に定める各区域及び各室の利用規則に従うものとする。

（動物の検疫）

7 施設内に搬入する動物については、原則として施設で所定の検疫を行う。ただし、検疫機関における SPF 動物であることの証明及び経歴、運搬方法等を総合して支援部門長が安全と判断できる動物、支援部門長が定める実験動物生産業者からの動物は、検疫を省略することができる。なお、検疫中（飼育・実験中を含む）、飼育室導入に不相当と判断された動物について支援部門長は利用者と協議の上、クリーニング（有償）等、必要な措置をとることができる。

当施設にはリンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス（LCMV）、ハンタウイルス、センダイウイルス（HVJ）、マウス肝炎ウイルス（MHV）、唾液腺涙腺炎ウイルス（SDAV）、エクトロメリアウイルス（Mouse poxvirus）、マイコプラズマ及びクロストリジウム（ティザー）菌を有する動物（主にマウス、ラット、ハムスター、モルモット、ウサギ）は導入できない。サルモネラ菌については導入後の検査項目に加えることとする。SPF 区域については別に定める。

（動物の購入、搬入及び搬出）

8 施設内で動物を飼育する場合、事前（おおよそ動物搬入希望日の 1 週間前、他機関からの搬入あるいは海外からの輸入の場合は 2 週間前まで）に所定の書類を提出し、支援部門

長の許可を得なければならない。また、動物が施設で収容可能なことを事前に確認しておかなければならない。

#### (1) 動物の購入

- ①動物の購入手続きは支援部門の施設職員が行う。
- ②動物購入希望者は「実験動物搬入・飼育願」に必要記入事項を記入後、施設に提出し依頼する。

#### (2) 動物の移動と飼育条件

利用者は次のことを行う場合、その都度施設職員に報告するものとする。

- ①動物を搬入または搬出するとき。
- ②飼育室、飼育条件を変更するとき。
- ③飼育動物数やケージ数に変動が生じるとき。
- ④飼育中の動物を他人に譲渡するとき。
- ⑤その他飼育や実験に変更が生じるとき。

#### (3) 動物の搬入

- ①動物は定められた搬入口（1 階東側）より搬入する。
- ②搬入時には適切な消毒を行わなければならない。
- ③購入動物の搬入日時は原則として平日の 9 時から 17 時までとする。

#### (4) 動物の搬出

- ①動物を搬出するときは専用の運搬ケージまたは容器を各自で用意し、定められた出口より搬出する。
- ②万一容器を落とした場合でも動物が逃げないように運搬中は動物の逃亡防止を徹底し、外部者から動物が見えないように配慮する。

③大型動物（イヌ、ネコ、サル、ブタ等）の移動は、専用のカートを用いる、あるいは、実験に支障がある場合を除き、麻酔薬等で不動化処置を施すなど、動物にストレスを与えないよう、また通路を汚染しないよう配慮する。

（5）動物の再搬入と施設外飼育の禁止

一旦施設外に持ち出した動物は原則として再度搬入することができない。また、松本キャンパス内では、原則として施設以外で動物を飼育することはできない。

（動物の処分及び廃棄）

9 利用者は実験終了時及び使用予定がない動物を速やかに処分しなければならない。なお、所有者が不明の動物については該当研究室等が責任をもって処分することとする。

（1）動物を処分する場合、「実験動物の飼養及び保管に関する基準」の“第4の1”及び「動物の殺処分方法に関する指針」（平成19年11月）に準じて行い、動物に苦痛を与えない方法によって行わなければならない。

（2）動物の廃棄に際しては死体、臓器、血液、汚物、臭気が外に漏れないよう、且つそれらが外から見えないように配慮して所定の場所に保管し、処理することとする。

（飼育作業の分担）

10 利用者は、動物飼育に関わる作業を分担することとする。分担の範囲は別に定める。

（動物の逃亡防止）

11 利用者は、動物の逃亡を防止するよう心がけねばならない。逃亡動物を発見したときは、速やかに捕獲するかまたは職員に連絡する。捕獲した動物が小動物（マウスやラットなど）の場合、原則として処分し、中大動物の場合には実験者に通知するものとする。

（特殊飼育室、実験室及び手術室等の利用）

12 利用者は施設内の特殊飼育室、共同利用実験室及び手術室等を利用することができる。特殊飼育室とは SPF 飼育室、感染実験室、細胞工学実験飼育室、特殊実験飼育室、共同利用実験室、X 線室、手術室などをいい、次の目的で利用するものとする。なお、これらの部屋を使用する場合、あらかじめ定められた申請書を施設に提出し、支援部門長の許可を得なければならない。

- ・ SPF 飼育室：高度に清浄な環境下で長期間の飼育を要する実験
- ・ 感染実験室：BSL1（あるいは P1）及び BSL2（あるいは P2）の微生物等を用いる感

## 染動物飼育実験 (ABSL1/P1A 及び ABSL2/P2A)

- ・有害飼育実験室：有害化学物質等を用いる動物飼育実験
- ・細胞工学実験飼育室：遺伝子改変動物の作製等を目的とした飼育実験
- ・共同利用実験室：施設内で行う動物実験（各研究室等による共同利用）
- ・X線室および手術室：X線装置を利用する、あるいはクリーンな手術を実施する動物実験
- ・動物照射処置室：動物照射装置を用いる動物飼育実験
  
- ・画像解析・飼育室：心エコー装置、小動物用 MRI を用いる実験及び飼育実験

### (時間外の利用)

13 施設は原則として 24 時間利用することができるが、時間外の利用については以下のことを特に注意しなければならない。ここでいう時間外とは、月曜日から金曜日（休日を除く）の 8 時 30 分から 17 時以外の時間で、職員が通常勤務しない時間帯をいう。

(1) 利用者は、火の元や機器の取扱い等に細心の注意を払い、火災や事故等が発生しないように心がける。

(2) 利用者は、何らかの異常を発見した場合、警務員室（内線 6110）あるいは中央機械室（内線 6200）へ直ちに連絡して、その指示に従う。特に、必要であれば施設職員に連絡する。

### (施設内で禁止される実験)

14 利用者は有害な微生物等に汚染された、あるいはその可能性のある動物及び実験材料（例えば細胞や移植腫瘍等）を許可なく施設内へ持ち込んで서는ならない。また、次の実験を施設内で行ってはならない。

(1) RI（ラジオアイソトープ）を用いる実験

(2) 動物あるいはその組織などを用いない実験

(3) BSL-3（あるいは P3）及びこれを超える危険性を有する微生物、並びに労働安全衛生法に基づく特定化学物質等人体に重篤な影響を及ぼすと考えられる量（濃度）の化学物質を用いる実験

### (施設の見学)

15 施設を見学しようとする者は、見学の目的、日時、人数、引率責任者氏名等を明記した所定の様式を施設に提出し支援部門長の許可を得なければならない。見学の場所及び順路は施設の取り決めに従って行うこととし、引率責任者が見学における全責任を負うものとする。

(喫煙と飲食の禁止)

16 施設内は禁煙とし、施設内の定められた場所以外での飲食は禁止する。

(経費の負担)

17 施設を円滑に運営するために、利用者は次の経費を負担しなければならない。

(1) 動物飼育管理費（飼育管理費とは、飼育、床敷、飼料、ケージ、消毒薬、動物死体処理など動物飼育に要する経費をいう。）

(2) 共同利用実験室、あるいは特殊な実験・飼育室使用料

(3) 検疫・胚操作（凍結保存を含む）、その他共同利用機器利用料や特殊な実験・管理に要する経費

(4) 上記の各種経費は動物実験支援部門会議が定め基盤研究支援センター運営会議が承認する。

(利用上の責任と施設利用の制限・禁止の措置)

18 利用者は「手引き」に従って施設を利用し、設備を常に良好な状態に保つように努力しなければならない。

利用者が故意または重大な過失により施設設備を破損または紛失させた場合は、当該研究室等の長の責任のもと補修、修理しなければならない。また、「手引き」及び特殊飼育室・実験室等の「利用規則」に従わず、施設の管理運営に著しい障害となる場合、あるいは施設利用細則第 9 条各項に該当する場合、支援部門長は利用者に対して施設利用の制限または禁止の措置を講じることができる。

(利用者の健康管理)

19 利用者は、自らの健康に留意することとし、動物実験に関連すると考えられる健康上の問題が生じた場合、速やかに支援部門長に報告しなければならない。支援部門長は、必要に応じて採血・健康診断等、利用者の健康管理に必要な措置をとることができる。

(雑則)

20 この利用手引きで定めることのほか施設運営に関して必要な事項は、その都度支援部門長が定める。

(手引きの改正)

21 この利用手引きの改正は、動物実験支援部門会議が行う。

附 則

この利用手引きは平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

信州大学動物実験等実施規程の施行(平成 19 年 6 月 21 日)にともない、一部改定した。

附 則

令和元(2019)年 10 月 25 日一部改定し、令和元年 10 月 1 日から適用する。